

※ 法定福利費等の事業主負担分の算定額の増額による加算単価の改定を除く。

ウ 「賃金改善等実績総額」とは、「賃金改善実績総額」と「事業主負担増加相当総額」を合計して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

エ 「賃金改善実績総額」とは、職員に係る「賃金改善実績額」を合算して得た額をいう。

オ 「事業主負担増加相当総額」とは、職員に係る「賃金改善実績額」に応じて増加した法定福利費等の事業主負担分に相当する額を合算して得た額をいい、次の<算式>により算定することを標準とする。

<算式>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「加算当年度の賃金改善実績額」

カ 「賃金改善実績額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る支払賃金（当該年度に係る第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）のうち、その水準が当該職員に係る「起点賃金水準」（加算当年度に国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の改定があった場合には、当該改定分※を反映させた賃金水準）を超えると認められる部分に相当する額をいう。

※ 増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。）は、次の<算式1>により算定した額以上となっていることを要する。

<算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9（調整率）

また、国家公務員の給与改定に伴う公定価格における人件費の減額改定（以下「減額改定」という。）があった場合の、各職員の減額改定分の合算額（法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。）は、以下の<算式2>により算定した額を超えない減額となっていることを要する。

<算式2>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額（減額改定を反映させた額）」×「減額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9（調整率）

キ 「支払賃金総額」とは、職員について「支払賃金額」を合算して得た額（千円未満の端数は切り捨て）をいう。

ク 「支払賃金額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における職員に係る支払賃金（当該年度における第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。）をいう

ケ 「起点賃金水準」とは、次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準<sup>※1</sup>（当該年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。）に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分<sup>※2</sup>を合算した水準<sup>※3・※4</sup>をいう。

a イ i の場合 加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基

準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。

b イ ii の場合 次に掲げる場合に応じ、それぞれに定める基準年度の賃金水準<sup>\*4</sup>。

b-1 加算前年度に加算Ⅲの適用を受けておらず、それ以前に適用を受けたことがある場合 加算Ⅲの適用を受けた直近の年度。

b-2 加算当年度に初めて加算Ⅲの適用を受けようとする場合 加算前年度。

※1 基準年度に施設・事業所がない場合は、地域又は同一の設置者・事業者における当該年度の賃金水準との均衡が図られていると認められる賃金水準とする。

※2 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額については第4の2(3)カに準じる。

※3 加算Ⅰのキャリアパス要件を満たさなくなった場合等、第4の1に定める賃金改善要件分に係る加算率が減少した場合において、基準年度の賃金水準を算定するに当たっては、減少した賃金改善要件分の加算率に相当する加算Ⅰの加算実績額（法定福利費等の事業主負担分を除く。算定方法は第4の2(4)エに準じる。）を控除すること。

※4 公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和5年度の賃金改善等実績額が特定加算額及び加算Ⅰの新規事由による賃金改善額を合算した額を超えている場合は、次の<算式1>又は<算式2>を上限に、当該超えている額を控除することができる。

<算式1>

「令和5年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和5年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和5年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.1

<算式2>

{「令和5年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和5年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和5年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」} - 「令和5年度の改定による影響額」

※5 b-1 の場合は、基準年度における加算Ⅲによる賃金改善額を控除すること。

コ 「特定加算実績額」とは、賃金改善実施期間における加算実績額のうち加算Ⅲ新規事由に係る額として、以下により算定した額<sup>\*</sup>をいう。

<イ i の場合>

{「加算当年度の単価」-「基準年度の単価」} × 「加算当年度の加算Ⅲ算定対象人数」 × 「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

<イ ii 及び iii の場合>

「加算当年度の単価」 × 「加算当年度の加算Ⅲ算定対象人数」 × 「賃金改善実施期間の月数」（千円未満の端数は切り捨て）

※ 施設・事業所間で加算実績額の一部の配分を調整する場合には、それぞれ、その受入（抛出）実績額が基準年度の受入（抛出）実績額を上回る

(下回る)ときはその差額を加える(減じる)こと。

サ 特定の年度における「賃金水準」については第4の2(1)サに準じる。

(4) 加算Ⅲ新規事由がない場合

ア 賃金改善実施期間において、次に掲げる要件を満たしていること。また、支払賃金総額が起点賃金水準を下回った場合又は職員の支払賃金のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額(当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。)が加算当年度の加算実績額を下回った場合には、生じた加算残額の全額を当該翌年度に速やかに職員の賃金(法定福利費等の事業主負担分を含む。)として支払うこと。

i 職員に係る支払賃金総額が、当該職員に係る起点賃金水準を下回っていないこと。

ii 職員の支払賃金のうち加算Ⅲにより改善を行う部分の総額(当該改善に伴い増加する法定福利費等の事業主負担分を含む。)が加算当年度の加算実績額を下回っていないこと。また、加算Ⅲによる支払賃金額の総額の3分の2以上が、基本給又は決まって毎月支払われる手当によるものであること。

イ 「支払賃金総額」とは、職員に係る「支払賃金額」を合算して得た額(千円未満の端数は切り捨て)をいう。

ウ 「支払賃金額」とは、加算当年度内の賃金改善実施期間における支払賃金(当該年度における第5の2(1)アに定める加算Ⅱ新規事由による賃金の改善額及び加算前年度に係る加算残額の支払を除く。)をいう。

エ 「起点賃金水準」とは、基準年度の賃金水準(加算前年度の賃金水準。ただし、施設・事業所において基準年度を加算前年度とすることが難しい事情があると認められる場合には、加算当年度の3年前の年度の賃金水準とすることができる。また、基準年度に係る加算残額を含み、基準年度の前年度に係る加算残額の支払を除く。)に、基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分<sup>\*1・\*2</sup>を合算した水準<sup>\*3・\*4・\*5</sup>(千円未満の端数は切り捨て)をいう。

※1 「基準翌年度から加算当年度までの公定価格における人件費の改定分」の額については第4の2(3)カに準じる。

※2 増額改定があった場合の、各職員の増額改定分の合算額(法定福利費等の事業主負担分の増額分を含む。)は、次の<算式1>により算定した額以上となっていることを要する。

<算式1>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額(増額改定を反映させた額)」×  
「増額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9(調整率)

また、減額改定があった場合の、各職員の減額改定分の合算額(法定福利費等の事業主負担分の減額分を含む。)は、以下の<算式2>により算定した額を超えない減額となっていることを要する。

<算式2>

「加算当年度の加算Ⅰの加算額総額(減額改定を反映させた額)」×「減

額改定に係る改定率」÷「加算当年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.9（調整率）

※3 施設・事業所間で加算額の一部の配分を調整した場合には、それぞれ、受入（抛出）実績額が基準年度の受入（抛出）実績額を上回った（下回った）ときはその差額から法定福利費等の事業主負担分を控除した額<sup>(注)</sup>を加える（減じる）こと。

※4 加算Ⅰのキャリアパス要件を満たさなくなった場合等、第4の1に定める賃金改善要件分に係る加算率が減少した場合において、基準年度の賃金水準を算定するに当たっては、減少した賃金改善要件分の加算率に相当する加算Ⅰの加算実績額（法定福利費等の事業主負担分を除く。算定方法は第4の2(4)エに準じる。）を控除すること。

(注) 次の<算式>を標準として算定した法定福利費等の事業主負担分を控除すること。

<算式>

「加算前年度における法定福利費等の事業主負担分の総額」÷「加算前年度における賃金の総額」×「受入（抛出）見込額と基準年度の受入（抛出）実績額との差額」

※5 公定価格 FAQ の No.221 を踏まえ、令和5年度の支払賃金総額が起点賃金水準及び加算Ⅰの新規事由による賃金改善額を合算した額を超えている場合は、次の<算式1>又は<算式2>を上限に、当該超えている額を控除することができる。

<算式1>

「令和5年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和5年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和5年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」×0.1

<算式2>

{「令和5年度の加算Ⅰの加算額総額（増額改定を反映させた額）」×「令和5年度の算定に用いた人件費の改定分に係る改定率」÷「令和5年度に適用を受けた基礎分及び賃金改善要件分に係る加算率」} - 「令和5年度の改定による影響額」

オ 特定の年度における「賃金水準」については第4の2(1)サに準じる。

## 第7 加算の認定、算定、実績の報告等

### 1 加算の認定

加算Ⅰの認定をするに当たっては、設置者・事業者から別紙様式1「加算率等認定申請書（処遇改善等加算Ⅰ）」を徴し、加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を申請する設置者・事業者（加算Ⅱの適用を申請する設置者・事業者を除く。）については、別紙様式2「キャリアパス要件届出書（処遇改善等加算Ⅰ）」も徴し<sup>(注1)</sup>、加算の適用の可否及び適用する加算率の値を決定すること。

また、都道府県知事は、一般市町村が管轄する施設・事業所であって、加算Ⅰ及び加算Ⅲの両方について適用の申請を行っているものに対しては、別紙様式5の添付資料として加算Ⅲの適用の申請に係る書類（別紙様式9）の写しの提出を求めること。

(注1) キャリアパス要件分を含む加算率の適用を受けようとする施設・事業所の設置者・事業者が過年度に別紙様式2を提出している場合においてその内容に変更がないときは、その提出を省略させることができる。

加算Ⅱの認定をするに当たっては、設置者・事業者から別紙様式3「加算算定対象人数等認定申請書(処遇改善等加算Ⅱ)」を徴し、基礎職員数・見込平均利用子ども数の算出方法書を別紙様式3に添付させること。

加算Ⅲの認定をするに当たっては、設置者・事業者から別紙様式4「加算算定対象人数等認定申請書(処遇改善等加算Ⅲ)」を徴し、基礎職員数・見込平均利用子ども数の算出方法書を別紙様式4に添付させること。

また、加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ及び加算Ⅲの認定をするに当たっては、上記に加え、設置者・事業者から別紙様式5「賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅰ)」、別紙様式7「賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅱ)」<sup>(注2)</sup>及び別紙様式9「賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅲ)」を徴するとともに、職員ごとの賃金水準や賃金改善等見込額を示す明細書(別紙様式5別添1、別紙様式7別添1及び別紙様式9別添1)を添付させること。その際、改善の対象者や賃金改善額が偏っている場合等必要があると認める場合には、必要に応じて改善が必要な職種の職員に対する改善の充実を行うよう指導すること。

なお、加算当年度の前年度に処遇改善等加算の適用を受けている施設は、別紙様式11「賃金改善に係る誓約書」を都道府県知事又は指定都市等の長に対して提出するとともに、職員に対しても周知している場合は、別紙様式5「賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅰ)」、別紙様式7「賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅱ)」又は別紙様式9「賃金改善計画書(処遇改善等加算Ⅲ)」の作成及び提出を不要とする。

また、加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ又は加算Ⅲに係る加算額を複数の施設・事業所間で調整しようとする場合には、施設・事業所ごとの拠出・受入の見込みに係る内訳表(別紙様式5別添2、別紙様式7別添2及び別紙様式9別添2)を添付させること。

同一の市町村内に所在する施設・事業所分については、各施設・事業所の内訳を明らかにした上で、一括して申請させるなど事務処理の簡素化を適宜図って差し支えないこと。

(注2) 加算Ⅰの賃金改善要件分の適用を申請する施設・事業所の設置者・事業者については、見込平均利用子ども数の算出方法書を別紙様式5に添付させること(加算Ⅱの適用を受ける施設・事業所について、別紙様式3に添付した場合を除く。)

## 2 加算の算定

加算Ⅰの加算額は、加算当年度を通じて同じ加算率の値を適用するとともに、実際の各月の利用子ども数により算定すること。

加算Ⅱの加算額は、原則として、加算当年度を通じて同じ加算Ⅱ算定対象人数及び加算Ⅱの種類を適用すること。

加算Ⅲの加算額は、原則として、加算当年度を通じて同じ加算Ⅲ算定対象人数により算定すること。

また、市町村の長は、職員への賃金の適切な支払に資するよう、加算当年度内

に公定価格における人件費の改定があった場合には、その影響額を設置者・事業者に速やかに通知すること。その際、広域利用子ども分の影響額については、施設の所在する市町村において通知すること。

この場合において、増額改定があった場合には、設置者・事業者に対し、加算額の増加分を含む給付増加額について、一時金等による迅速かつ確実な賃金や法定福利費等の事業主負担の支払に充てるよう指導するとともに、増額改定を加味した次年度以降の給与表、給与規程等の改定にも計画的に取り組むことについても要請すること。

また、減額改定があった場合には、設置者・事業者に対し、減額改定を理由に公定価格を原資とする職員の人件費をやむを得ず引き下げの場合でも、賃金や法定福利費等の事業主負担分について、施設・事業所全体で公定価格の年間の減額相当額（第4の2(3)オ※又は(4)エ※2に示す<算式2>により算出される減額改定分）を超える減額が行われないよう指導するとともに、減額改定を加味した次年度以降の給与表、給与規定等の改定を行う場合は、この趣旨を適切に反映したものとなるよう要請すること。

### 3 実績の報告等

市町村の長は、加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ又は加算Ⅲの適用を受けた施設・事業所の設置者・事業者から、加算当年度の翌年度速やかに、**別紙様式6**「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅰ）」、**別紙様式8**「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅱ）」及び**別紙様式10**「賃金改善実績報告書（処遇改善等加算Ⅲ）」を提出させること。加算当年度内に公定価格における人件費の改定があった場合には、**別紙様式6**、**別紙様式8**及び**別紙様式10**においてそれに伴う対応<sup>(注)</sup>を反映させること。

(注) 加算Ⅰについては第4の2(3)イからクまで又は(4)イからオまでを、加算Ⅱについては第5の2(3)イからキまで又は(4)イからエまでを、加算Ⅲについては第6の2(3)ウからサまで又は(4)イからオまでを参照。

加えて、職員ごとの賃金水準や賃金改善等実績額を示す明細書（**別紙様式6別添1**、**別紙様式8別添1**及び**別紙様式10別添1**）を添付させ、改善の対象者や賃金改善額が偏っている場合等必要と認める場合には、理由を徴するとともに、必要に応じて改善が必要な職種の職員に対する改善の充実を行うよう指導すること。

加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ又は加算Ⅲに係る加算額を複数の施設・事業所間で調整した場合には、施設・事業所ごとの拠出・受入の実績に係る内訳表（**別紙様式6別添2**、**別紙様式8別添2**又は**別紙様式10別添2**）を添付させること。

また、加算Ⅰの賃金改善要件分、加算Ⅱ又は加算Ⅲの適用を受けた施設・事業所は、賃金の改善に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出についての証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿及び証拠書類を実績報告後5年間保管し、市町村からこの提供を求められた場合には提出をしなければならないこと。

## 第8 虚偽等の場合の返還措置

施設・事業者が虚偽又は不正の手段により処遇改善等加算の適用を受けた場合

には、支給された加算額の全部又は一部に関し、一般市町村が管轄する施設・事業所については、都道府県知事が一般市町村の長に対し返還措置を講じるよう求め、指定都市等が管轄する施設・事業所については、指定都市等の長が設置者・事業者に対し返還を命じることとする。

別表1 (第5の1関係) 加算Ⅱ算定対象人数の算出の基礎とする職員数

施設・事業所	基礎職員数
幼稚園	<p>以下の a～j の合計に、定員 35 人以下又は 301 人以上の場合は 0.4、定員 36～300 人の場合は 1.4 を加え、k・1 の合計を減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数  <math>\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>※1 3 歳児配置改善加算を受けている場合 <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</p> <p>※2 4 歳以上児配置改善加算を受けている場合 <math>\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\}</math> を <math>\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/25 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</p> <p>※3 満 3 歳児対応加配加算を受けている場合</p> <p>i) 3 歳児配置改善加算を受けていない場合  <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満 3 歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</p> <p>ii) 3 歳児配置改善加算を受けている場合  <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満 3 歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</p> <p>b 講師配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>c チーム保育加配加算を受けている場合 算定上の加配人数</p> <p>d 通園送迎加算を受けている場合 定員 150 人以下の場合は 0.8、151 人以上の場合は 1.5</p> <p>e 給食実施加算 (自園調理に限る。) を受けている場合 定員 150 人以下の場合は 2、151 人以上の場合は 3</p> <p>f 主幹教諭等専任加算を受けている場合 1</p> <p>g 事務職員配置加算を受けている場合 0.8</p> <p>h 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>i 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</p> <p>j 栄養管理加算 (A:配置) を受けている場合 0.5</p> <p>k 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</p> <p>l 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数 (必要教員数－配置教員数)</p>
保育所	<p>以下の a～g の合計に、定員 40 人以下の場合は 1.5、定員 41～90 人の場合は 2.5、定員 91～150 人の場合は 2.3、定員 151 人以上の場合は 3.3 を加えて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数  <math>\{4 \text{ 歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0 \text{ 歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}</math> (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>※1 3 歳児配置改善加算を受けている場合 <math>\{3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3 \text{ 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</p> <p>※2 4 歳以上児配置改善加算を受けている場合 <math>\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\}</math> を <math>\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/25 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</p>

	<ul style="list-style-type: none"> <li>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.4</li> <li>c 主任保育士専任加算を受けている場合 1</li> <li>d 事務職員雇上加算を受けている場合 0.3</li> <li>e 休日保育加算を受けている場合 0.5</li> <li>f チーム保育推進加算を受けている場合 算定上の加配人数</li> <li>g 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6</li> </ul>
認定こども園	<p>以下の a～n の合計に、定員 90 人以下の場合は 1.4、定員 91 人以上の場合は 2.2 を加え、o～q の合計を減じて得た人数</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数  <math>\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数 (保育認定子どもに限る。)} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{\text{乳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}</math> (小数点第 1 位以下四捨五入)            ※1 3 歳児配置改善加算を受けている場合  <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出            ※2 4 歳以上児配置改善加算を受けている場合 <math>\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\}</math> を <math>\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/25 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出            ※3 満 3 歳児対応加配加算を受けている場合            i) 3 歳児配置改善加算を受けていない場合  <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{\text{満 3 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出            ii) 3 歳児配置改善加算を受けている場合  <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{\text{満 3 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</li> <li>b 休けい保育教諭 2・3 号定員 90 人以下の場合は 1、91 人以上の場合は 0.8</li> <li>c 調理員 2・3 号定員 40 人以下の場合は 1、41～150 人の場合は 2、151 人以上の場合は 3</li> <li>d 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.4</li> <li>e 学級編制調整加配加算を受けている場合 1</li> <li>f 講師配置加算を受けている場合 0.8</li> <li>g チーム保育加配加算を受けている場合 算定上の加配人数</li> <li>h 通園送迎加算を受けている場合 1 号定員 150 人以下の場合は 0.8、151 人以上の場合は 1.5</li> <li>i 給食実施加算（自園調理に限る。）を受けている場合 1 号定員 150 人以下の場合は 2、151 人以上の場合は 3</li> <li>j 休日保育加算を受けている場合 0.5</li> <li>k 事務職員配置加算を受けている場合 0.8</li> <li>l 指導充実加配加算を受けている場合 0.8</li> <li>m 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.8</li> <li>n 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6</li> <li>o 副園長・教頭配置加算を受けている場合 1</li> <li>p 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合 配置していない人数（必</li> </ul>

	<p>要代替保育教諭等数－配置代替保育教諭等数)</p> <p>q 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数 (必要保育教諭等数－配置保育教諭等数)</p>
<p>小規模保育事業 (A型又はB型) 及び事業所内保育事業 (定員 (小規模保育事業A型又はB型の基準が適用されるもの))</p>	<p>以下の a～d の合計に 1.3 を加え、e を減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数  <math>\{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + 1 \text{ (小数点第 1 位四捨五入)}</math></p> <p>※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数  <math>\{1, 2 \text{ 歳児数 (障害児を除く)} \times 1/6 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)}\} + 1 \text{ (小数点第 1 位以下四捨五入)}</math></p> <p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 0.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 栄養管理加算 (A:配置) を受けている場合 0.6</p> <p>e 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>
<p>小規模保育事業 (C型)</p>	<p>以下の a～c の合計に 1.6 を加え、d を減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の割合により算出する数          利用子ども 3 人 (家庭的保育補助者を配置する場合は 5 人) につき 1 人 (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数  <math>\{ \text{利用子ども数 (障害児を除く)} \times 1/5 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)}\} \text{ (小数点第 1 位以下四捨五入)}</math></p> <p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 0.4</p> <p>c 栄養管理加算 (A:配置) を受けている場合 0.6</p> <p>d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1</p>
<p>事業所内保育事業 (20人以上)</p>	<p>以下の a～d の合計に、定員 40 人以下の場合は 1.5、41 人以上の場合は 2.5 を加え、e を減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算定する数  <math>\{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\} \text{ (小数点第 1 位以下四捨五入)}</math></p> <p>※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数  <math>\{1, 2 \text{ 歳児数 (障害児を除く)} \times 1/6 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{0 \text{ 歳児数 (同)} \times 1/3 \text{ (同)}\} + \{ \text{障害児数} \times 1/2 \text{ (同)}\} \text{ (小数点第 1 位以下四捨五入)}</math></p> <p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 0.5</p> <p>d 栄養管理加算 (A:配置) を受けている場合 0.6</p> <p>e 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 定員 40 人以下の場合は 1、41 人以上の場合は 2</p>

別表2 (第6の1関係) 加算Ⅲ算定対象人数の算出の基礎とする職員数

施設・事業所	基礎職員数
幼稚園	<p>以下の a～k の合計に、定員 35 人以下又は 301 人以上の場合は 2.4、定員 36～300 人の場合は 3.5 を加え、m を減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数に 1.1 を乗じて得た数  <math>\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> (小数点第 1 位以下四捨五入)</p> <p>※1 3 歳児配置改善加算を受けている場合 <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/15 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</p> <p>※2 4 歳以上児配置改善加算を受けている場合 <math>\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\}</math> を <math>\{4 \text{ 歳以上児数} \times 1/25 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</p> <p>※3 満 3 歳児対応加配加算を受けている場合            i) 3 歳児配置改善加算を受けていない場合  <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{満 3 歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出            ii) 3 歳児配置改善加算を受けている場合  <math>\{3 \text{ 歳児及び満 3 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\}</math> を <math>\{3 \text{ 歳児数 (満 3 歳児を除く)} \times 1/15 \text{ (同)}\} + \{満 3 歳児数 \times 1/6 \text{ (同)}\}</math> に置き換えて算出</p> <p>b 講師配置加算を受けている場合 0.7</p> <p>c チーム保育加配加算を受けている場合 算定上の加配人数 <math>\times 1.1</math></p> <p>d 通園送迎加算を受けている場合 定員 150 人以下の場合は 0.7、151 人以上の場合は 1.3</p> <p>e 給食実施加算を受けている場合            ・施設内調理の場合：定員 150 人以下の場合は 1.8、151 人以上の場合は 2.7            ・外部搬入の場合：定員 150 人以下の場合は 0.3、151 人以上の場合は 0.5</p> <p>f 主幹教諭等専任加算を受けている場合 0.8</p> <p>g 療育支援加算を受けている場合 A の場合は 0.3、B の場合は 0.2</p> <p>h 事務職員配置加算を受けている場合 0.7</p> <p>i 指導充実加配加算を受けている場合 0.6</p> <p>j 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.6</p> <p>k 栄養管理加算 (A：配置) をを受けている場合 0.5</p> <p>m 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数 (必要教員数 - 配置教員数) <math>\times 1.1</math></p>
保育所	<p>以下の a～i の合計に、定員 30 人以下の場合は 4.5、定員 31～40 人以下の場合は 4.2、定員 41～90 人の場合は 5.4、定員 91～150 人の場合は 5.1、定員 151 人以上の場合は 6.3 を加え、j、k の合計を減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数に 1.3 を乗じて得た数  <math>\{4 \text{ 歳以上児} \times 1/30 \text{ (小数点第 2 位以下切り捨て)}\} + \{3 \text{ 歳児数} \times 1/20 \text{ (同)}\} + \{1, 2 \text{ 歳児数} \times 1/6 \text{ (同)}\} + \{0 \text{ 歳児数} \times 1/3 \text{ (同)}\}</math> (小数点第 1 位以下四捨五入)</p>

※1 3歳児配置改善加算を受けている場合 {3歳児数×1/20(同)} を {3歳児数×1/15(同)} に置き換えて算出

※2 4歳以上児配置改善加算を受けている場合 {4歳以上児数×1/30(小数点第2位以下切り捨て)} を {4歳以上児数×1/25(同)} に置き換えて算出

b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.7

c 主任保育士専任加算を受けている場合 1.2

d 療育支援加算を受けている場合 Aの場合は0.4、Bの場合は0.3

e 事務職員雇上加算を受けている場合 0.4

f 休日保育加算を受けている場合 下表に定める人数

休日保育の年間延べ利用子ども数	人数
～210人	0.5
211人～279人	0.5
280人～349人	0.6
350人～419人	0.7
420人～489人	0.8
490人～559人	0.8
560人～629人	0.9
630人～699人	1.0
700人～769人	1.1
770人～839人	1.1
840人～909人	1.2
910人～979人	1.3
980人～1,049人	1.4
1,050人～	1.5

g 夜間保育加算を受けている場合 2.7

h チーム保育推進加算を受けている場合 算定上の加配人数×1.3

i 栄養管理加算(A:配置)を受けている場合 0.6

j 分園の場合 定員40人以下の場合1.3、定員41人～150人の場合2.6、定員151人以上の場合3.8人

k 施設長を配置していない場合 1

認定こども園

以下の1号定員、2・3号定員により算定される値の合計に、a～qの合計を加え、r～tの合計を減じて得た人数

・1号定員：定員90人以下の場合2.0、定員91人以上の場合2.7

・2・3号定員：定員30人以下の場合2.8、定員31人以上の場合2.4

a 年齢別配置基準による職員数 1号、2・3号それぞれの利用子ども数により以下の算式で算定される値に、1号は1.1、2・3号は1.3を乗じて得た値の合計

{4歳以上児数×1/30(小数点第2位以下切り捨て)} + {3歳児及び満3歳児数×1/20(同)} + {1,2歳児数(保育認定子どもに限る。)×1/6(同)} + {乳児数×1/3(同)} (小数点第1位以下四捨五入)

※1 3歳児配置改善加算を受けている場合

{3歳児及び満3歳児数×1/20(同)} を {3歳児及び満3歳児数×1/15(同)} に置き換えて算出

※2 4歳以上児配置改善加算を受けている場合 {4歳以上児数×1/30 (小数点第2位以下切り捨て)} を {4歳以上児数×1/25 (同)} に置き換えて算出

※3 満3歳児対応加配加算を受けている場合

i) 3歳児配置改善加算を受けていない場合

{3歳児及び満3歳児数×1/20 (同)} を {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/20 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} に置き換えて算出

ii) 3歳児配置改善加算を受けている場合

{3歳児及び満3歳児数×1/20 (同)} を {3歳児数 (満3歳児を除く) ×1/15 (同)} + {満3歳児数×1/6 (同)} に置き換えて算出

b 休けい保育教諭 2・3号定員90人以下の場合1.3、91人以上の場合0.9

c 調理員 2・3号定員40人以下の場合1.3、41～150人の場合2.6、151人以上の場合3.8

d 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.7

e 学級編制調整加配加算を受けている場合 1.1

f 講師配置加算を受けている場合 0.7

g チーム保育加配加算を受けている場合 算定上の加配人数×1.1

h 通園送迎加算を受けている場合 1号定員150人以下の場合0.7、151人以上の場合1.3

i 給食実施加算を受けている場合

・施設内調理の場合：1号定員150人以下の場合1.8、151人以上の場合2.7

・外部搬入の場合：1号定員150人以下の場合0.3、151人以上の場合0.5

j 休日保育加算を受けている場合 下表に定める人数

休日保育の年間延べ利用子ども数	人数
～210人	0.5
211人～279人	0.5
280人～349人	0.6
350人～419人	0.7
420人～489人	0.8
490人～559人	0.8
560人～629人	0.9
630人～699人	1.0
700人～769人	1.1
770人～839人	1.1
840人～909人	1.2
910人～979人	1.3
980人～1,049人	1.4
1,050人～	1.5

k 夜間保育加算を受けている場合 2.7

l 療育支援加算を受けている場合 Aの場合は0.4、Bの場合は0.3

m 事務職員配置加算を受けている場合 0.7

	<p>n 指導充実加配加算を受けている場合 0.6</p> <p>o 事務負担対応加配加算を受けている場合 0.6</p> <p>p 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6</p> <p>q 1号認定子どもの利用定員を設定しない場合 1.2</p> <p>r 主幹保育教諭等の専任化により子育て支援の取組を実施していない場合であって代替保育教諭等を配置していない場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・1号が調整の適用を受ける場合 0.8</li> <li>・2・3号が調整の適用を受ける場合 0.6</li> </ul> <p>s 年齢別配置基準を下回る場合 下回る人数（必要保育教諭等数－配置保育教諭等数）×1.2</p> <p>t 分園の場合 分園の2・3号定員40人以下の場合1.3、定員41人～150人の場合2.6、定員151人以上の場合3.8人</p>																										
家庭的保育事業	<p>以下のa～cの合計に2.6を加え、dを減じて得た人数</p> <p>a 家庭的保育補助者加算</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・利用子どもが4人以上の場合 1.1</li> <li>・利用子どもが3人以下の場合 0.5</li> </ul> <p>b 障害児保育加算 特別な支援が必要な利用子どもの人数×0.3</p> <p>c 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6</p> <p>d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による場合 1</p>																										
小規模保育事業（A型又はB型）及び事業所内保育事業（定員（小規模保育事業A型又はB型の基準が適用されるもの））	<p>以下のa～eの合計に3.1を加え、f、gの合計を減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算出する数に1.3を乗じて得た数</p> $\{1, 2 \text{歳児数} \times 1/6 \text{（小数点第2位以下切り捨て）}\} + \{0 \text{歳児数（同）} \times 1/3 \text{（同）}\} + 1 \text{（小数点第1位四捨五入）}$ <p>※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数</p> $\{1, 2 \text{歳児数（障害児を除く）} \times 1/6 \text{（小数点第2位以下切り捨て）}\} + \{0 \text{歳児数（同）} \times 1/3 \text{（同）}\} + \{\text{障害児数} \times 1/2 \text{（同）}\} + 1 \text{（小数点第1位以下四捨五入）}$ <p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 0.4</p> <p>c 休日保育加算を受けている場合 下表に定める人数</p> <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>休日保育の年間延べ利用子ども数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～210人</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>211人～279人</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>280人～349人</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>350人～419人</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>420人～489人</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>490人～559人</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>560人～629人</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>630人～699人</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>700人～769人</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>770人～839人</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>840人～909人</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>910人～979人</td> <td>1.3</td> </tr> </tbody> </table>	休日保育の年間延べ利用子ども数	人数	～210人	0.5	211人～279人	0.5	280人～349人	0.6	350人～419人	0.7	420人～489人	0.8	490人～559人	0.8	560人～629人	0.9	630人～699人	1.0	700人～769人	1.1	770人～839人	1.1	840人～909人	1.2	910人～979人	1.3
休日保育の年間延べ利用子ども数	人数																										
～210人	0.5																										
211人～279人	0.5																										
280人～349人	0.6																										
350人～419人	0.7																										
420人～489人	0.8																										
490人～559人	0.8																										
560人～629人	0.9																										
630人～699人	1.0																										
700人～769人	1.1																										
770人～839人	1.1																										
840人～909人	1.2																										
910人～979人	1.3																										

	<table border="1"> <tr> <td>980人～1,049人</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>1,050人～</td> <td>1.5</td> </tr> </table> <p>d 夜間保育加算を受けている場合 2.7  e 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6  f 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 1.2  g 管理者を配置していない場合 0.4</p>	980人～1,049人	1.4	1,050人～	1.5																		
980人～1,049人	1.4																						
1,050人～	1.5																						
小規模保育事業（C型）	<p>以下のa～cの合計に1.8を加え、d、eの合計を減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の割合により算出する数に1.3を乗じて得た数  利用子ども3人（家庭的保育補助者を配置する場合は5人）につき1人（小数点第1位以下四捨五入）  ※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数  {利用子ども数（障害児を除く）×1/5（小数点第2位以下切り捨て）}  + {障害児数×1/2（同）}（小数点第1位以下四捨五入）</p> <p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 0.4  c 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6  d 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 0.6  e 管理者を配置していない場合 0.4</p>																						
事業所内保育事業（20人以上）	<p>以下のa～eの合計に、定員30人以下の場合は4.5、定員31人～40人以下の場合は4.2、41人以上の場合は5.4を加え、f、gの合計を減じて得た人数</p> <p>a 年齢別配置基準による職員数 次の算式により算定する数に1.3を乗じて得た数  {1, 2歳児数×1/6（小数点第2位以下切り捨て）} + {0歳児数×1/3（同）}（小数点第1位以下四捨五入）  ※ 障害児保育加算を受けている場合 次の算式により算出された数  {1, 2歳児数（障害児を除く）×1/6（小数点第2位以下切り捨て）}  + {0歳児数（同）×1/3（同）} + {障害児数×1/2（同）}（小数点第1位以下四捨五入）</p> <p>b 保育標準時間認定の子どもがいる場合 1.7  c 休日保育加算を受けている場合 下表に定める人数</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>休日保育の年間延べ利用子ども数</th> <th>人数</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～210人</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>211人～279人</td> <td>0.5</td> </tr> <tr> <td>280人～349人</td> <td>0.6</td> </tr> <tr> <td>350人～419人</td> <td>0.7</td> </tr> <tr> <td>420人～489人</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>490人～559人</td> <td>0.8</td> </tr> <tr> <td>560人～629人</td> <td>0.9</td> </tr> <tr> <td>630人～699人</td> <td>1.0</td> </tr> <tr> <td>700人～769人</td> <td>1.1</td> </tr> <tr> <td>770人～839人</td> <td>1.1</td> </tr> </tbody> </table>	休日保育の年間延べ利用子ども数	人数	～210人	0.5	211人～279人	0.5	280人～349人	0.6	350人～419人	0.7	420人～489人	0.8	490人～559人	0.8	560人～629人	0.9	630人～699人	1.0	700人～769人	1.1	770人～839人	1.1
休日保育の年間延べ利用子ども数	人数																						
～210人	0.5																						
211人～279人	0.5																						
280人～349人	0.6																						
350人～419人	0.7																						
420人～489人	0.8																						
490人～559人	0.8																						
560人～629人	0.9																						
630人～699人	1.0																						
700人～769人	1.1																						
770人～839人	1.1																						

	<table border="1"> <tr> <td>840 人～909 人</td> <td>1.2</td> </tr> <tr> <td>910 人～979 人</td> <td>1.3</td> </tr> <tr> <td>980 人～1,049 人</td> <td>1.4</td> </tr> <tr> <td>1,050 人～</td> <td>1.5</td> </tr> </table>	840 人～909 人	1.2	910 人～979 人	1.3	980 人～1,049 人	1.4	1,050 人～	1.5
840 人～909 人	1.2								
910 人～979 人	1.3								
980 人～1,049 人	1.4								
1,050 人～	1.5								
	<p>d 夜間保育加算を受けている場合 2.7</p> <p>e 栄養管理加算（A：配置）を受けている場合 0.6</p> <p>f 食事の提供について自園調理又は連携施設等からの搬入以外の方法による減算を受けている場合 定員 40 人以下の場合は 1.3、41 人以上の場合は 2.6</p> <p>g 管理者を配置していない場合 1</p>								
居宅訪問型 保育事業	<p>以下の a に 1.3 を加え、b を減じて得た人数</p> <p>a 保育標準時間認定の子どもがいる場合 0.4</p> <p>b 特定の日に保育を行わない場合 0.2</p>								